

◎新潟県告示第237号

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量（令和8年2月新潟県告示第112号）の一部を令和8年2月27日に次の表のように改正したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
1	くろまぐろ（小型魚）	1	くろまぐろ（小型魚）
	知事管理区分	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ （小型魚）漁業	新潟県くろまぐろ （小型魚）漁業	<u>124.957</u> トン
2	くろまぐろ（大型魚）	2	くろまぐろ（大型魚）
	知事管理区分	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ （大型魚）漁業	新潟県くろまぐろ （大型魚）漁業	<u>160.384</u> トン
3・4	（略）	3・4	（略）